

2016年6月9日

北海道労働局
局長 田中敏章 様

日本労働組合総連合会北海道連合会
会長 出村良平

2016年度北海道最低賃金改正等に関する要請書

わが国経済・社会は、少子高齢化・人口減少が進行する中で、様々な課題が浮き彫りとなってきています。生産労働力人口の減は、労働需給の緊迫化によりその処遇は改善されるものと期待を抱くものですが、働く者を取り巻く現状を見ると、全雇用労働者に占める非正規労働者の割合はおよそ4割の2000万人（道内は42.8%、95万6千人）に達し、また、生活保護受給者数は約216万人（道内は約17万人）におよぶなど、低所得層の増大や格差の拡大により社会は不安定さを増しています。

誰もが将来の生活に希望を持てる社会を実現するため、労働者の生活を支える最大の柱である賃金のセーフティネットたる最低賃金制度の役割はさらに重要度が増しています。低迷が続く個人消費を喚起し、経済の好循環を実現するためにも、最低賃金引上げによる暮らしの底上げが欠かせません。

こうした中で中央最低賃金審議会は、2007年度の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」、
「生活保護に係る施策との整合性に配慮」が盛り込まれた最低賃金法改正（2008年7月施行）、2010年度の雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意（2010年6月）、さらには、2013年～2015年は、政府の「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」への配意等を踏まえて議論を尽くしてきました。その結果、地域別最低賃金が最高額の東京では907円（+168円）への引き上げとなる一方、北海道を含む40道府県では地域別最低賃金の水準が800円未満であり、地域間格差が拡大しているとともに、最低賃金近傍で働く人々の生活は依然として厳しい状況が続いています。

連合北海道は、こうした状況も踏まえ北海道地方最低賃金審議会の審議においては、昨年の答申を十分尊重し、勤労者の生活実態、生計費や高卒初任給、組織労働者の賃上げ状況（2.03%：連合北海道5.11集計）を踏まえ、最低賃金の引き上げに資する環境整備を強化する必要があると認識しております。

北海道労働局におかれましても、最低賃金の実効ある水準への改善をはかるべく、次の事項に取り組まれるよう要請するものです。

記

1. 北海道地方最低賃金審議会が示す最低賃金改定について

(1) めざすべき最低賃金改定水準について

- ① 地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労基法第 1 条、最賃法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。現状の地域別最低賃金は、一般労働者との比較において OECD28 カ国中ワースト 4 位に位置しており、国際的にみても遜色ない水準への改善を目指した金額審議がこれまで以上に求められている。そのためにも、昨年の審議会答申で出された「雇用戦略対話合意の全国最低 800 円、全国平均 1,000 円への引き上げ」に向けた道筋を付けるための文言を十分尊重した審議を促すこと。
- ② 最低賃金の水準議論は、円卓会議合意から議論すべきであったが、今日までアップ率重視の議論にとどまっている。「最低賃金の水準」議論を積極的に進め、本来あるべき賃金水準に引き上げ、有効なセーフティネットとして十分機能するよう促すこと。

(2) 10 月 1 日発効に向けたスケジュール設定

早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。北海道地方最低賃金審議会への諮問、専門部会、運営小委員会の開催、および答申の日程設定においては、早期発効に最大限配慮すること。

2. 最低賃金の引き上げに当たっての中小企業支援等の実施について

中小企業・零細事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、北海道経済産業局と連携を図り、公正な取引関係を構築することを含め、中小企業支援策の周知等を講じること。また、非正規労働者の賃金引き上げに向けた基本給の賃金テーブル等を 2%以上増額改定し、処遇改善を行った場合に助成される「キャリアアップ助成金（処遇改善コース）を有効活用するよう周知徹底を図ること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

特定（産業別）最低賃金制度は労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃率を形成することによって、事業の公正な競争の確保に寄与している。

特定（産業別）最低賃金の意義と役割を踏まえ、水準改善と併せ、制度の拡充に資する取り組みが進展する様に指導を強化すること。また、第 3 次産業における新設への取り組みに対して、行政の立場からの支援を強化すること。

4. 法令の周知と監督行政の強化について

- (1) 最低賃金法の周知・徹底を図ること。特に、産業構造の変化を踏まえ、当該産業労使への十分な周知を行うこと。
- (2) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化を図るとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。

以 上